

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2000-115091(P2000-115091A)

【公開日】平成12年4月21日(2000.4.21)

【出願番号】特願平10-285665

【国際特許分類第7版】

H 04 H 1/00

G 11 B 20/10

H 04 L 9/08

H 04 N 7/167

【F I】

H 04 H 1/00 F

G 11 B 20/10 H

H 04 L 9/00 6 0 1 A

H 04 L 9/00 6 0 1 E

H 04 N 7/167 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

スクランブルして伝送された放送番組の信号を受信する特定の受信機と、デスクランブルを制御するために放送局から送信される関連情報の内、当該放送番組の開始時刻以前に当該受信機宛に送信された個別情報(E MM)と呼ばれる関連情報を抽出して暗号化された状態のまま当該受信機又は当該受信機に付属する情報処理媒体内のメモリに一旦記録する第1の記録手段と、

当該放送番組を記録する際には、デスクランブルを行なわずにその放送番組の信号と当該放送番組の放送時間中に送信される番組情報(ECM)と呼ばれる関連情報とともに、前記メモリから読み出した前記E MMを暗号化された状態のまま、放送番組の信号とECMの信号とともに放送信号の形に構成して、記録媒体に記録する第2の記録手段とを具備することを特徴とする情報記録装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

スクランブルして伝送された放送番組の信号を特定の受信機で受信した後、そのデスクランブル前の放送番組の信号、該デスクランブルを制御するために放送局から送信される関連情報の内、当該放送番組の開始時刻以前に当該受信機宛に送信された個別情報(E MM)及び当該放送番組の放送時間中に送信される番組情報(ECM)とを暗号化された状態のまま、放送番組の信号とともに放送信号の形に構成して、記録された記録媒体から信号を再生する情報再生装置であって、

当該記録媒体から信号を再生する信号再生手段と、

再生された前記 EMM は、放送波等から受信された EMM と区別して暗号復号化処理を行い、前記記録媒体から再生された信号のデスクランブルを行なうデスクランブル手段とを具備することを特徴とする情報再生装置。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、請求項 1 の情報記録装置の発明は、スクランブルして伝送された放送番組の信号を受信する特定の受信機と、デスクランブルを制御するために放送局から送信される関連情報の内、当該放送番組の開始時刻以前に当該受信機宛に送信された個別情報（EMM）と呼ばれる関連情報を抽出して暗号化された状態のまま当該受信機又は当該受信機に付属する情報処理媒体内のメモリに一旦記録する第 1 の記録手段と、当該放送番組を記録する際には、デスクランブルを行なわずにその放送番組の信号と当該放送番組の放送時間中に送信される番組情報（ECM）と呼ばれる関連情報とともに、前記メモリから読み出した前記 EMM を暗号化された状態のまま、放送番組の信号と ECM の信号とともに放送信号の形に構成して、記録媒体に記録する第 2 の記録手段とを具備することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

上記目的を達成するため、請求項 5 の情報再生装置の発明は、スクランブルして伝送された放送番組の信号を特定の受信機で受信した後、そのデスクランブル前の放送番組の信号、該デスクランブルを制御するために放送局から送信される関連情報の内、当該放送番組の開始時刻以前に当該受信機宛に送信された個別情報（EMM）及び当該放送番組の放送時間中に送信される番組情報（ECM）とを暗号化された状態のまま、放送番組の信号とともに放送信号の形に構成して、記録された記録媒体から信号を再生する情報再生装置であって、当該記録媒体から信号を再生する信号再生手段と、再生された前記 EMM は、放送波等から受信された EMM と区別して暗号復号化処理を行い、前記記録媒体から再生された信号のデスクランブルを行なうデスクランブル手段とを具備することを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

また、本発明によれば、記録媒体に EMM を暗号化された状態のまま、放送番組の信号と ECM の信号とともに放送信号の形に構成して、記録するようにしたので、放送番組の信号の記録再生と、放送の直接信号を統一的に扱うことができ、かなりの時間を経た後でも容易にかつ円滑に記録媒体からスクランブルされた信号を読み出しデスクランブルして、元の放送信号に再生することができる。